

## 綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付要綱

### （名称）

第1条 補助金の名称は、綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金（以下「利子補給金」という。）とする。

### （目的）

第2条 この要綱に規定する利子補給金の交付は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の負担を軽減し、事業活動の安定化・円滑化を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で事業活動を営んでいること。
- (2) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (3) 綾瀬市商工会会長（以下「商工会長」という。）からの推薦を受け、小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（昭和48年中小企業庁第1154号）に基づく資金融資（以下「マル経融資」という。）を受けた小規模事業者（常時使用する従業員数が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業）であること。
- (4) 綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条に定める資金の融資を繰上償還し、綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱（昭和59年4月1日施行）第8条第1号に規定により、補助金の返還を要することとなった者は、市長が指定する期日までに返還済みであること。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者。

### （交付の制限）

第4条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

- (1) マル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

### （利子補給金額）

第5条 利子補給金は、1月1日から12月31日までの間に補助対象者が現に支払

った利子（延滞利子を除く。）の合計額の2分の1以内とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

（利子補給の期間）

第6条 利子補給の期間は、マル経融資の約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して24箇月以内とする。

（綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係）

第7条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（利子補給金の交付申請）

第8条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を市長の定める期限までに綾瀬市商工会を經由して市長に提出しなければならない。

(1) 綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付申請書（第1号様式）

(2) 公庫の発行する利息の支払いを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（決定の通知）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第10条 利子補給金は、第9条による交付決定後、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

（利子補給金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

(1) 詐欺その他の不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めたとき。

( 委任 )

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 適用 )

2 この要綱の規定は、この要綱施行の日以後に実行された融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 名 称

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( )

担当者所属・氏名

綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、市長が補助金の交付に關し必要な事項について、金融機関に報告を求め、又は納税の状況について調査をすることに同意します。

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 1 資 金 の 種 類       | 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）<br>取引番号 ( )    |
| 2 借 入 金 額         | 円                                  |
| 3 融 資 実 行 日       | 年 月 日                              |
| 4 本年度利子補給対象期間     | 年 月 ~ 年 月                          |
| 5 上記期間内の支払利子額     | 円                                  |
| 6 利 子 補 給 金 申 請 額 | 上記 5 の支払利子額 × 1 / 2 (百円未満切捨て)<br>円 |
| 7 添 付 書 類         | ・(株)日本政策金融公庫の発行する支払済額明細書           |

第 2 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度利子補給金の交付について、綾瀬市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

|           |       |
|-----------|-------|
| 交 付 決 定 額 | 円     |
| 借 入 金 額   | 円     |
| 融 資 実 行 日 | 年 月 日 |
| そ の 他     |       |